

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

株式会社ヤマタネ

2025年2月1日

吸收合併に係る事後開示書面

東京都江東区越中島一丁目2番21号

株式会社ヤマタネ

代表取締役社長 河原田 岩夫

当社を吸收合併存続会社、山種不動産株式会社（本店：東京都中央区日本橋箱崎町8番1号。以下「山種不動産」といいます。）を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり吸收合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置きいたします。

記

1. 吸收合併が効力を生じた日

2025年2月1日

2. 吸收合併消滅会社における事項

(1) 吸收合併差止請求に係る手続の経過

山種不動産に対し、会社法第784条の2に基づき本合併の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(i) 反対株主の株式買取請求

山種不動産は、会社法第785条第3項に従い、株主に対して2024年12月5日付で通知を行いましたが、山種不動産に対し、同条第1項に従い株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(ii) 新株予約権買取請求

山種不動産は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(iii) 債権者の異議

山種不動産は、会社法第789条第2項及び第3項に従い、債権者に対して2024年12月16日に官報及び電子公告にてそれぞれ公告を行いましたが、山種不動産に対し、同条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸收合併存続会社における事項

(1) 吸收合併差止請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第796条の2に基づく差止請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(i) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項に

従い、株主に対して 2024 年 12 月 16 日に電子公告にて公告を行いましたが、本合併は、会社法第 797 条第 1 項但書に定める場合に該当するため、反対株主の株式買取請求権は発生しません。

(ii) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、債権者に対して 2024 年 12 月 16 日に官報及び電子公告にてそれぞれ公告を行いましたが、当社に対し、同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 2 月 1 日をもって、山種不動産からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

本合併に係る山種不動産の事前開示事項は、別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2025 年 2 月 3 日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、当社及び山種不動産の間の 2024 年 11 月 14 日付吸収合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により山種不動産が備え置いた書面に記載された事項

吸收合併に係る事前開示書面

(吸收合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸收合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

株式会社ヤマタネ
山種不動産株式会社

2024年12月5日

株式会社ヤマタネ及び山種不動産株式会社の 吸収合併に係る事前開示書面

東京都江東区越中島一丁目2番21号
(甲) 株式会社ヤマタネ
代表取締役社長 河原田 岩夫

東京都中央区日本橋箱崎町8番1号
(乙) 山種不動産株式会社
代表取締役社長 平田 実

上記会社は、2025年2月1日を効力発生日として吸収合併（以下「本合併」といいます。）をし、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。下記のとおり会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項を記載した書面を備え置きいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別添1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

合併対価の相当性に関する事項は、別添2のとおりです。

3. 合併対価について参考となるべき事項

合併対価について参考となるべき事項の全部の記載をしないことにつき、乙の総株主の同意があるため、記載を省略いたします。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 甲及び乙の最終事業年度に係る計算書類等

甲及び乙の最終事業年度に係る計算書類等は、別添3のとおりです。

(2) 甲及び乙の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

6. 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 甲の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①剩余金の配当

甲は、2024年5月16日開催の取締役会の決議に基づき、2024年6月4日を効力発生日として、甲株式1株につき金40円00銭（総額408百万円）の剩余金の配当を行いました。

②譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

甲は、2024年2月14日開催の取締役会の決議に基づき、一部失権により当初予定しておりました処分株式の数等を変更して、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行いました。

(1) 払込期日	2024年7月3日
(2) 処分する株式の種類及び数	甲普通株式 90,600株
(3) 処分価額	1株につき2,479円
(4) 処分総額	224,597,400円
(5) 処分先	甲及び甲子会社の社員 906名 90,600株

③譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

甲は、2024年6月21日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行いました。

(1) 払込期日	2024年7月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	甲普通株式 7,900株
(3) 処分価額	1株につき2,917円
(4) 処分総額	23,044,300円
(5) 処分先	甲の取締役（※1） 3名 2,200株 甲の執行役員 8名 2,300株 子会社の取締役（※2） 13名 3,400株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。 ※2 社外取締役を除く。

④剩余金の配当（中間配当）

甲は、2024年10月18日開催の取締役会の決議により、2024年12月2日を効力発生日として、甲株式1株につき金40円00銭（総額412百万円）の剩余金の配当（中間配当）を行うことを決定いたしました。

⑤自己株式の取得

甲は、2024年11月14日開催の取締役会の決議により、以下のとおり自己株式の取得を行うことを決定いたしました。

(1) 取得対象株式の種類	甲普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	900,000株を上限とする (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合8.72%)
(3) 株式の取得価額の総額	3,000,000,000円を上限とする
(4) 取得期間	2024年11月15日～2025年10月31日（約定期）
(5) 取得方法	①自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による

	市場買付 ②投資一任契約に基づく市場買付
--	-------------------------

なお、甲は、上記取締役会において、上記決議に基づき、2024年11月15日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、甲普通株式250,000株（総額837,500,000円）を上限として自己株式を取得することを決議し、同15日、甲普通株式237,200株（総額794,620,000円）を取得いたしました。

(2) 乙の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①剰余金の配当

乙は、2024年6月21日開催の株主総会の決議に基づき、2024年6月21日を効力発生日として、乙株式1株につき金15円00銭（総額120百万円）の剰余金の配当を行いました。

②保険代理店事業の譲渡

乙は、2024年5月17日開催の取締役会の決議に基づき、2024年9月30日を効力発生日として、損害保険代理店事業及び生命保険代理店事業を銀泉株式会社に譲渡いたしました。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

①甲及び乙の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産、負債及び純資産の額、並びに、②上記6に記載の事象を含む2024年4月1日から本合併の効力発生日までの間の甲及び乙の資産及び負債の変動及びその見込みを踏まえますと、本合併の効力発生日における甲の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに甲の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、甲の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別添1

吸収合併契約書

株式会社ヤマタネ（以下「甲」という。）及び山種不動産株式会社（以下「乙」という。）は、両社間の合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本件合併」という。）をする。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社ヤマタネ

住所：東京都江東区越中島一丁目2番21号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：山種不動産株式会社

住所：東京都中央区日本橋箱崎町8番1号

第3条（本件合併の効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年2月1日とする。ただし、本件合併の手続上の必要性その他の事由により変更が必要な場合、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する株式等）

1. 甲は、本件合併に際して、本件合併がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の合計数に0.61を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件合併に際して、割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.61株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本件合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第6条（簡易合併）

甲は、会社法第796条2項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を得ることなく本件合併を行う。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、財産の管理を行うものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。なお、甲は、効力発生日までの間を基準日として、総額413百万円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。

第8条（本契約の解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、必要があると認めるときは、甲及び乙は、互いに協議し合意のうえ、本件合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項については、甲及び乙が協議し合意のうえ定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印した上、甲が原本を、乙がその写しを保管する。

2024年11月14日

甲：

東京都江東区越中島一丁目2番21号
株式会社ヤマタネ
代表取締役社長 河原田 岩夫 

乙：

東京都中央区日本橋箱崎町8番1号
山種不動産株式会社
代表取締役社長 平田 実 

別添2

合併対価の相当性に関する事項

1. 合併対価の総数又は総額及び割当ての相当性に関する事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

甲は、本合併に際して、本合併がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式1株に対して、甲の普通株式0.61株を割当て交付いたします。ただし、甲が保有する乙株式5,954,000株については、本合併に際して割当ては行いません。

なお、甲以外の乙の株主に交付する予定の甲株式1,248,060株については、甲の自己株式をもって割り当てるものとし、新たな株式の発行は行いません。

(2) 本合併に係る割当ての内容の算定の考え方

合併比率について客観性を確保する観点から、甲は、甲及び乙の両社から独立した第三者算定機関である株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）に対し、合併比率の算定を依頼しました。

大和総研は、合併比率の算定にあたる株式価値の算定方法として、上場会社である甲については市場株価法を採用し、2024年11月13日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における2024年11月13日の普通取引の終値、並びに2024年11月13日より直近1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所プライム市場における普通取引の終値の単純平均値を比較して算定しております。一方、乙については非上場会社であることを勘案し、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）、類似会社比較法及び時価純資産法を採用して、算定しております。

以上の結果、甲株式1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

算定方法		合併比率の算定結果
甲 (吸収合併存続会社)	乙 (吸収合併消滅会社)	
市場株価法	DCF法	1 : 0.21～0.47
	類似会社比較法	1 : 0.36～0.48
	時価純資産法	1 : 1.05～1.15
	DCF法・類似会社比較法・時価純資産法の平均	1 : 0.59～0.64

甲及び乙は、大和総研から提出を受けた合併比率の分析結果を踏まえ、両社で検討を行った結果、上記(1)の合併比率が相当なものであるとして当該合併比率を採用することに合意しました。なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

2. 甲の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めます。当該額については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

3. 合併対価として甲の株式を選択した理由

甲及び乙は、本合併に係る乙の株式に対する合併対価として、甲の株式を選択いたしまし

た。

甲及び乙は、甲の株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されていること、また、乙の株主が、甲の株式を取得することにより、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、甲の株式を本合併に係る乙の株式に対する対価とすることが適切であると判断いたしました。

4. 甲と乙とが共通支配下関係にある場合に乙の株主（乙と共通支配下関係にある株主を除く。）の利益を害さないように留意した事項

甲は乙の発行済株式の 74.4%を保有していることから、甲は、上記 1(2)で記載したとおり、合併比率の公正性を担保するため、甲及び乙の両社から独立した第三者評価機関として、大和総研を選定し、合併比率の算定を依頼しました。

また、乙は、2024 年 11 月 14 日の取締役会決議において、本合併と利害関係を有しない取締役 3 名が出席したうえで、取締役全員の一一致により、上記 1(1)記載の内容を合併対価とする本合併を行う旨を決議しております。

さらに、甲は、乙の各株主（甲を除く。）に対し、本合併の合併対価に関し、上記 1 記載の内容を説明し、当該各株主と協議の上、当該各株主から、上記 1(1)記載の内容を合併対価とする本合併に賛成する旨の意向表明を受けております。

以上

別添 3

最終事業年度に係る計算書類等

A. 甲

(次頁以下に添付)

事 業 報 告

(2023 年 4 月 1 日から)
(2024 年 3 月 31 日まで)

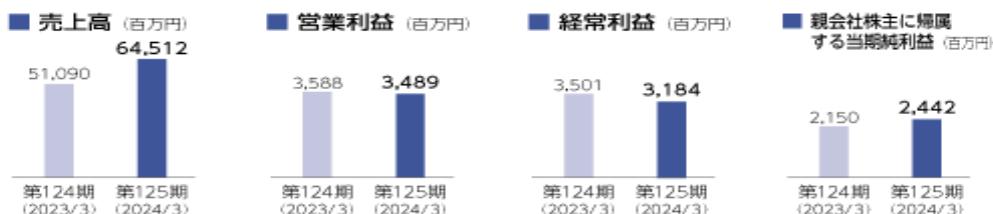
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5月より5類へ移行され、社会経済活動の正常化が進み景気は緩やかに回復いたしました。一方で、エネルギー価格や資源価格の高騰等による国内物価上昇の影響等、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下におきまして、当社グループの経営成績は、物流部門では、海外引越の取扱いが前期を上回って推移し、食品部門においてもコメ卸売販売業では販売数量が増加いたしました。また、「物流と食の流通を通じ、より豊かな社会づくりにチャレンジしていく」という長期ビジョンに基づき昨年10月に実施したM & Aにより100%連結子会社となった株式会社ショクカイ（以下、「ショクカイ」という。）の業績が予定どおり堅調に推移し連結業績に大きく寄与することとなりました。この結果、売上高は645億12百万円（前年同期比26.3%増）となりました。営業利益は、ショクカイの業績が概ね計画通りに推移し寄与しましたが、人件費の増加、物流部門における外注コストの増加、また、M & Aに伴う費用計上等があり34億89百万円（同2.8%減）となりました。経常利益は、印西精米センターでの補助金収入はありましたが、M & Aに伴うシンジケートローン手数料の計上等もあり、31億84百万円（同9.0%減）となりました。一方で親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産除却損等の計上はありましたが、さいたま市岩槻区に保有していた遊休不動産の売却による固定資産売却益や投資有価証券売却益等により24億42百万円（同13.6%増）となり、ROEは5.1%となりました。

なお、中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」の2年目となる当連結会計年度において、当中期経営計画の最終年度の財務目標の内、売上高、営業利益、EBITDA、ROEの各項目の計数目標を達成いたしました。



「部門別営業の状況」

物流部門

物流業界におきましては、社会経済活動の正常化が進む一方で、物価上昇に伴い消費関連貨物の輸送量は前年並みの水準となり、生産関連、建設関連貨物は前年を下回り、通年では国内貨物の総輸送量は減少いたしました。また、国際貨物は円安の進行を受け輸出貨物輸送量は回復したものの、輸入貨物輸送量は減少し総輸送量も減少いたしました。

このような状況下で、物流部門におきましては、国内物流では、社会経済活動の正常化が進む中で、前期に見られた荷主が安定的な供給体制確保のため保管在庫を増加させる傾向は縮小し、倉庫事業における入庫トン数は前期を下回りました。一方で、国際業務においては、海外引越を中心として取扱件数は前年同期を上回り堅調に推移しました。この結果、売上高は244億1百万円（前期比0.2%増）となりましたが、コスト面において、庸車費用や外注作業費用等が増加する状況となり、営業利益は23億2百万円（同7.7%減）となりました。

食品部門

コメ流通業界におきましては、令和5年産米において各都道府県の定めた「生産の目安」は達成されましたが、夏場の猛暑の影響もあり供給量は減少しました。また、生産資材や燃料価格の上昇により生産者に支払われる概算金も上昇いたしました。加えて、社会経済活動の正常化が進む中で外食需要は回復傾向となり、需給の引き締まりにより、取引価格は上昇いたしました。

このような状況下で、食品部門では、コメ卸売販売業においては、中食や外食向けを中心に需要の復調が続いたことから、精米販売は、量販店向け販売、外食向け販売共に前年同期を上回って推移し、71千玄米トン（前年同期比14.5%増）となりました。一方で、玄米販売は、米価上昇で市場流通量が減少した影響を受け、21千玄米トン（同11.4%減）となり、総販売数量は92千玄米トン（同7.2%増）となりました。また、昨年10月より100%連結子会社となった加工食品卸売業のショクカイは、産業給食事業向け及びデリカ事業向け卸売販売共に堅調に推移しました。この結果、売上高は341億43百万円（前年同期比62.9%増）となりました。営業利益は、コメ卸売販売業において、販売が堅調に推移したことにより、印西精米センターでの太陽光発電システム活用による動力費の抑制や同センターの減価償却費の費用減等の要因もあり増益となり、更にショクカイの業績が概ね計画通りに推移して寄与したことから、7億83百万円（同949.6%増）となりました。



情報部門

情報サービス業界におきましては、クラウド、セキュリティ関連への投資等、半導体不足で停滞していたIT投資案件の再開や大手企業を中心としたデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創造、経営環境の改善を目的としたデジタルシフト案件が増加し、また、電子帳簿保存法やインボイス制度等法改正へのシステム対応等、各企業のIT投資は増加する状況となりました。

このような状況下で、情報部門におきましては、棚卸機器レンタル事業においては、モバイルアプリによるサービスへの転換を進めましたが、顧客の店舗削減等の影響を受けて売上高は減少することとなりました。一方で、常駐型ビジネスでは汎用機基盤の開発や運用業務の新規獲得、拡大等があり、また、顧客のインボイス対応へのシステム開発請負案件等もあり、部門全体の売上高は17億35百万円（前期比2.4%増）となり、営業利益は1億9百万円（同6.5%増）となりました。



不動産部門

不動産業界におきましては、社会経済活動の正常化が進む中、都市部を中心とした地価の上昇が地方に波及し、特に半導体工場誘致などがなされた地域においては急激な地価上昇も見受けられ、公示地価は全国的に用途を問わず3年連続で上昇しました。一方で、賃貸オフィスビル市場は、在宅勤務の浸透や新築ビルの供給増から、空室率は大きく上昇すると見込まれていましたが、オフィスビル需要は底堅く、空室率の上昇傾向は下半期に入り収まり横ばいで推移いたしました。

このような状況下で、不動産部門におきましては、期中に一部テナントの退去はありましたが、テナント誘致を積極的に進めることにより高稼働率を維持いたしました。また、新規賃貸不動産を取得したこともあり、売上高は42億32百万円（前期比3.7%増）となりました。営業利益はKABUTO ONEの不動産取得税が減少したこと等により20億58百万円（同1.0%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は 106 億 9 百万円であります。その主なものは、不動産部門での東京都江東区での賃貸ビル購入資金 26 億 34 百万円、物流部門での神奈川県横浜市本牧埠頭の新倉庫建設資金 13 億 34 百万円であります。

(3) 資金調達の状況

株式会社ショクカイの全株式取得資金及び株式会社ショクカイの借入金返済のための貸付資金として、銀行借入により 100 億円を調達いたしました。また、第 3 回無担保社債の償還資金として、グリーンボンドによる第 5 回無担保社債発行により 70 億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

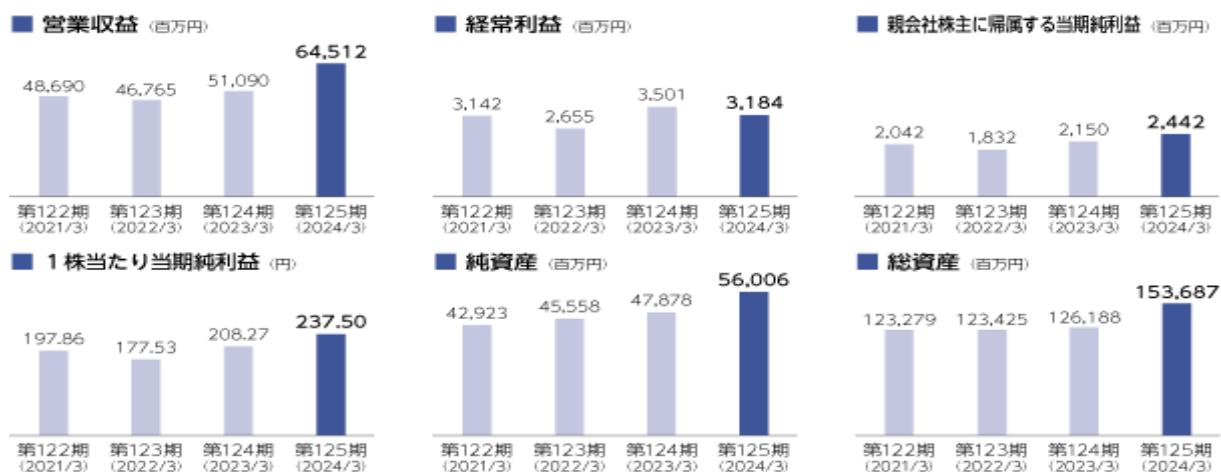
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023 年 10 月 2 日付で株式会社ショクカイの全株式を取得し子会社化しております。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区分	第122期 (2021年3月期)	第123期 (2022年3月期)	第124期 (2023年3月期)	第125期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
営業収益(百万円)	48,690	46,765	51,090	64,512
経常利益(百万円)	3,142	2,655	3,501	3,184
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,042	1,832	2,150	2,442
1株当たり当期純利益(円)	197.86	177.53	208.27	237.50
純資産(百万円)	42,923	45,558	47,878	56,006
総資産(百万円)	123,279	123,425	126,188	153,687
1株当たり純資産(円)	3,900.13	4,127.33	4,321.59	5,063.89



(9) 対処すべき課題

今後を展望いたしますと、国内の雇用、所得環境の改善はみられるものの、世界的なエネルギー価格や資源価格の高騰等や急激な円安の進行による国内物価の上昇等、日本経済の先行きは不透明な状況にあります。

そのような状況下で、当社グループは、中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」の最終年度にあたる2025年3月期に創業100周年を迎えます。当中期経営計画ではスローガンを「創業100周年に向け豊かな社会づくりにチャレンジしていく」とし、実行にあたっての方針を

①事業活動を「チャレンジ領域」と「コア事業領域」に分け、経営資源を適切に配分し規模を最適化することにより効果的な業務推進を実施する

②環境に配慮した事業活動を推進し、社会に安心と安全、効率性を提供する

③これまで築いてきた資本（財務、製造、知的、人的、社会関係、自然）を基盤に、長期的な展望に基づいた事業展開を行う

としております。

中期経営計画の最終年度にあたる2025年3月期では、創業100周年を迎えるにあたり、改めて創業当時のエネルギーに思いをはせ、次の100年に向けてチャレンジ精神溢れる企業文化の醸成を目指してまいります。

当社グループのパーソナリティ（存在意義）である「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生

み出す」を実現すべく、個性溢れる一人一人の社員が、自由に意見を発信し、チャレンジ出来る職場環境を作るとともに、社会貢献を事業活動の中心に据え、コア事業の強化とチャレンジ領域の拡大を図ってまいります。

その結果として、企業価値の極大化を図り、社員のエンゲージメント向上、株価向上を目指してまいります。

更なる企業価値向上へ向けて、「チャレンジ領域」の取組の加速、「コア事業領域」の強化を実現すべく事業戦略部を中心に、新規ビジネスに関連したM & A や業務提携等の検討を行い、着実に推進してまいります。昨年10月に100%連結子会社となったショクカイとのシナジー創出に向け更に検討を進めてまいります。本社が所在する越中島開発計画につきましては、本年4月に新設した越中島開発推進室を中心に都市開発やC R E 戰略機能を持つ外部専門業者と連携しながら来年度のグランドビジョン公表に向け、C R E 戰略の観点を持って経済的価値と社会的価値を両立する開発計画の検討を推進してまいります。さらに、経営戦略の実行をより確実にするため、グループ全社員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度の導入、人財育成のための充実した研修制度の構築、外部人財の積極的な登用、エンゲージメント向上への取組等、人的資本投資を拡充してまいります。

また、長期ビジョンの達成に向け、来年度から始まる次期中期経営計画も検討してまいります。次期中期経営計画につきましては、その内容が確定しましたら速やかに公表いたします。

2024年度の経営の基本方針及び重点方針と取組施策は下記のとおりであります。

<基本方針>

創業100周年を迎えるにあたり、改めて創業当時のエネルギーに思いをはせ、次の100年に向けてチャレンジ精神溢れる企業文化の醸成を目指します。

当社グループのパーパス（存在意義）は、「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」です。個性溢れる一人一人の社員が、自由に意見を発信し、チャレンジ出来る職場環境を作っています。社会貢献を事業活動の中心に据え、コア事業の強化とチャレンジ領域の拡大を図ります。

その結果として、企業価値の極大化を図り、社員のエンゲージメント向上、処遇改善、株価向上を目指します。

<重点方針>

	重 点 方 針	取 組 施 策
(1)	100周年事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・パーカス実現に向けた社内の活性化 ・100周年記念式典の成功 ・グループ社員全員を巻き込んだ企画運営
(2)	パーカス経営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大切にすべき価値観（バリュー）の共有 ・心理的安全性の確保 ・目指すべき姿の共有 ・人事体制の見直し ・社内コミュニケーション活性化 ・チャレンジを評価する仕組み作り
(3)	企業価値向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人的資本投資の拡充 ・コアビジネス領域の強化 ・チャレンジ領域への積極的取組 ・越中島開発プロジェクトの推進 ・グループ経営の強化 ・社会課題解決型企業への挑戦
(4)	中期経営計画2025の達成と次期中期経営計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年3月期：売上高565億円、営業利益32億円、EBITDA 66億円の達成 ・株式市場を意識した中期経営計画の策定 ・PDCAサイクルを徹底できる中期経営計画策定 ・中期経営計画策定プロジェクトの効率的な推進
(5)	DX推進	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の統合・効率化の推進 ・会議時間・報告書類の半減 ・デジタル推進本部への経営資源投入 ・WMS導入の推進

【その他の対処すべき課題】

①サステナビリティ経営の取り組みと推進

当社グループでは創業以来、「信は万事の本を為す」に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを企業理念としております。また、2019年度より、コーポレートメッセージとして“「続く」を支える。”を掲げ、全てのステークホルダーの持続的成長を更に推進していくため、「サステナビリティ方針」を制定しております。

当社グループは、事業活動に伴う社会的責任やSDGs達成へ向けた貢献を意識し、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関連する課題に対して2030年に向けた目標を設定しその実現に向け、事業活動を通じたサステナビリティ経営の取り組みを推進してまいります。なお、その概要につきましては当社ホームページの「サステナビリティ」ページにおいて開示しておりますのでご参照ください。

②内部統制システムの整備

会社法に対応して「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、毎期、内部統制システムの運用状況について検証を行っております。なお、その概要につきましては当社ホームページにおいて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」として開示しておりますのでご参照ください。今後も内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

③コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードに対応して「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。本コードに掲げられた各原則の実施状況について検証を行い、「コーポレートガバナンス報告書」にて開示しております。今後もコーポレートガバナンスの整備に努めてまいります。

人々の価値観や社会の風潮が大きく変わりつつある環境において、2024年に迎える創業100周年、さらには次の100年を見据え、“「続く」を支える。”企業として常に皆様とともに成長し続けてまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヤマタネロジスティクス	百万円 10	% 100.0	主に当社の貨物運送業務受託
株式会社シンヨウ・ロジ	20	100.0	貨物運送業
株式会社ヤマタネロジワークス	26	※ 100.0	主に当社の保管・荷役業務受託
株式会社ショクカイ	90	100.0	加工食品卸売販売
株式会社ヤマタネシステムソリューションズ	150	100.0	情報処理サービス業
山種不動産株式会社	400	69.5	不動産業
株式会社ヤマタネエキスパート	10	100.0	主に当社の物流業・製造業務受託

(注) ※印は間接所有の議決権を含んでおります。

当社の連結対象会社は、上記記載の7社であります。

上記の重要な子会社7社を含む連結営業収益は64,512百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,442百万円であります。

(11) 主要な事業内容

事業		事業内容
物 流 関 連 事 業		倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業
食 品 関 連 事 業		主要食糧卸売販売業、加工食品卸売販売業
情 報 関 連 事 業		情報機器のソフトウェア開発・販売及び情報処理サービス業
不 動 産 関 連 事 業		不動産の売買、仲介、賃貸及び管理

(12) 主要な事業所

事業		会社名及び所在地
当社	本店	東京都（江東区）
	物流関連事業	物流本部 関東支店（東京都江東区）、関西支店（兵庫県神戸市）
	食品関連事業	食品本部（東京都江東区）
	不動産関連事業	不動産事業部（東京都江東区）
子会社	物流関連事業	株式会社ヤマタネロジスティクス 東京都（江東区）
	物流関連事業	株式会社シンヨウ・ロジ 千葉県（千葉市）
	物流関連事業	株式会社ヤマタネロジワークス 東京都（江東区）
	食品関連事業	株式会社ショクカイ 東京都（台東区）
	情報関連事業	株式会社ヤマタネシステムソリューションズ 東京都（江東区）
	不動産関連事業	山種不動産株式会社 東京都（中央区）
	全 社 共 通	株式会社ヤマタネエキスパート 東京都（江東区）

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増・減(△)
物流関連事業	676名	△5名
食品関連事業	115	61
情報関連事業	118	△21
不動産関連事業	25	2
全 社 (共 通)	59	33
合 計	993	70

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社（共通）は、総務、経理、経営企画、事業戦略、デジタル推進等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増・減	平均年齢	平均勤続年数
362名	27名	40歳9ヶ月	14年5ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	24,481百万円
株式会社三菱UFJ銀行	6,721

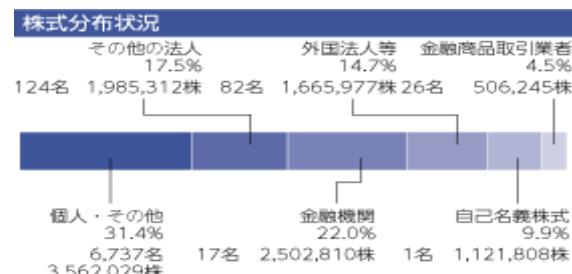
株式会社三十三銀行	5,441
農林中央金庫	4,533
株式会社横浜銀行	2,765
株式会社あおぞら銀行	1,583
横浜市	1,410
三井住友信託銀行株式会社	1,283
株式会社みなと銀行	500
株式会社きらぼし銀行	481
株式会社りそな銀行	300
株式会社商工組合中央金庫	291
日本政策金融公庫	247
株式会社千葉銀行	139
東京海上日動火災保険株式会社	20

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式総数（自己株式を含む） 11,344,181株
- (3) 株主数 6,987名



(4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,206 千株	11.8 %
株式会社三井住友銀行	514	5.0
山崎元裕	470	4.6
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C8221-623793	462	4.5
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	437	4.3
SMBC日興証券株式会社	311	3.0
清水建設株式会社	300	2.9
ヤマタネ従業員持株会	297	2.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	282	2.8
東京海上日動火災保険株式会社	274	2.7

- (注) 1. 当社は自己株式1,121,808株を保有しております。なお、持株比率は当該自己株式を発行済株式総数から控除して算出しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山崎元裕	取締役社長 (代表取締役)	執行役員
角田達也	取締役副社長 (代表取締役)	執行役員
鈴木康道	取締役副社長 (代表取締役)	執行役員 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ代表取締役社長
岡伸浩	取締役	弁護士（岡綜合法律事務所代表） 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 花王株式会社 社外監査役 花王グループカスタマーマーケティング株式会社 監査役
仁瓶眞平	取締役	
松本裕之	取締役	
土屋修	取締役 (監査等委員) (常勤)	
内藤潤	取締役 (監査等委員)	弁護士（長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセル） 応用地質株式会社 社外監査役
太田律子	取締役 (監査等委員)	税理士（太田律子税理士事務所） ヨネックス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役の岡伸浩氏、仁瓶眞平氏、松本裕之氏、内藤潤氏及び太田律子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査等委員3名のうち、土屋修氏が常勤の監査等委員に就任しております。当社は社内実務及び情報に精通した者が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、グループ会社役員等との意思疎通をはかり情報収集するとともに、経営会議等、社内の重要な会議に出席し、職務の執行状況の報告を受け、重要な決算書類の閲覧により業務及び財産の状況を調査し、社外監査等委員と協議することを通じて、監査等委員の監査機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
 3. 常勤監査等委員土屋修氏は、当社経理部長として経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査等委員内藤潤氏は、弁護士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査等委員太田律子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当事業年度中の役員の異動

就任

2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において、土屋修氏、内藤潤氏及び太田律子氏が監査等委員である取締役に就任しております。

退任

2023年6月21日開催の第124回定時株主総会終結のときをもって、一法師裕二氏が任期満了により、土屋修氏、内藤潤氏及び太田律子氏が監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役を退任しております。

7. 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
角田達也	取締役副社長（代表取締役） 管理・不動産・情報担当 執行役員	取締役副社長（代表取締役） 執行役員	2023年6月21日
鈴木康道	取締役副社長（代表取締役） 物流・食品担当 執行役員	取締役副社長（代表取締役） 物流・食品担当 執行役員 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ 代表取締役社長	2023年5月31日
鈴木康道	取締役副社長（代表取締役） 物流・食品担当 執行役員 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ 代表取締役社長	取締役副社長（代表取締役） 執行役員 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ 代表取締役社長	2023年6月21日

8. 当事業年度後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
鈴木康道	取締役副社長（代表取締役） 執行役員 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ 代表取締役社長	取締役副社長（代表取締役） 執行役員 株式会社ヤマタネシステムソリューションズ 取締役	2024年4月1日

9. 社外取締役岡伸浩氏、仁瓶眞平氏、松本裕之氏及び太田律子氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び一部を除く連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 役員報酬の基本的な考え方

当社の役員報酬については、持続的な企業価値向上をめざす当社役員の役割及び職責に相応しい報酬とすること、指名・報酬諮問委員会による審議を経ることにより客観性及び独立性を確保することを基本的な考え方としております。

ロ. 報酬の決定方法

当社の取締役の報酬は、株主総会決議により報酬総額を決定しております。また、「役員規程」において役員報酬については、「役員報酬規程」により定めることとし

ております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案について審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役の報酬額は、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき監査等委員の協議によって決定しております。

ハ. 報酬の体系

- a. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」において、定額である標準報酬部分と業績連動報酬部分、定性評価報酬部分、さらに、金銭報酬の中から一定の額を役員持株会を通じて自社株式購入に充当する部分の4区分としております。また、標準報酬額は役員の役位ごとに決定しております。業績連動報酬は標準報酬額の10%を限度とし、各担当の業績に応じて加算減算しております。会長、社長、副社長及び管理部門役員は連結経常利益をベースに、営業部門役員は担当部門の営業利益をベースに前年度業績と比較し一定割合を業績と連動して決定しております。定性評価報酬は標準報酬額の5%を限度とし、各担当の定性評価に応じて加算減算しております。また、役員持株会を通じた自社株式購入部分は、標準報酬額の7%程度とし、企業価値向上により株価向上をめざすインセンティブとしております。
- b. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。
- c. 監査等委員である取締役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、監査等委員の協議により決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。

② 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役会の個人別報酬については、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会がその報酬案と当該決定方針との整合性等も含めて審議した後、同委員会の答申内容を尊重して取締役会にて決定しておりますので、当該決定方針に沿うものと判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において月額32百万円以内（うち社外取締役分6百万円）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		標準報酬	定性評価 報酬	業績連動 報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	137 (21)	131 (21)	0 (-)	5 (-)	6 (3)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	23 (10)	23 (10)	- (-)	- (-)	3 (2)
監査役	9	9	-	-	4

(うち社外監査役)	(2)	(2)	(-)	(-)	(2)
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

(注) 業績連動報酬額の算定の基礎として連結経常利益の前年度比増減を採用しております。連結経常利益は、経営活動全般の利益を表すものであり、その前年度比は取締役の貢献度を計る指標として相応しいものと判断いたしました。

業績連動報酬額は、「連結経常利益前年度比」の増減により、標準報酬額の±10%の範囲で変動することとしております。2023年3月期の連結経常利益前年度比+31.9%をもとに算定した業績連動報酬額は、標準報酬額の+7.5%となっております。

なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1. (8) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

(5) 社外取締役との関係

① 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

岡取締役が社外監査役を兼務する花王株式会社及び監査役を兼務する花王グループカスタマーマーケティング株式会社と当社の間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

岡取締役、仁瓶取締役及び松本取締役は当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、経験豊富な弁護士及び経営者の観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

② 社外取締役（監査等委員）に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

内藤取締役（監査等委員）が社外監査役を兼務する応用地質株式会社と当社の間に特別な関係はありません。太田取締役（監査等委員）が社外監査役を兼務するヨネックス株式会社と当社の間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

内藤取締役（監査等委員）及び太田取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

内藤取締役（監査等委員）及び太田取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された監査役会4回及び監査等委員会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 51百万円 |
| ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 3百万円 |
| ③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の各報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）

として、社債発行に際しコンフォートレター作成の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という。）及び当該体制の運用状況については以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、各部門からの報告等により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認できる体制とする。
- ② 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備及び運用状況を含め、取締役及び使用人の職務執行の監査を行う。
- ③ 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンスマニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定する。
- ④ コンプライアンス推進委員会は、原則として、月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取締役会及び監査等委員会へ報告する。各部門においては、コンプライアンス推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施する。
- ⑤ 組織を横断する各種委員会（コンプライアンス推進委員会、リスクマネジメント委員会、CS向上委員会、環境委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会）を設置し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 内部監査部門は、コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンス推進委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取締役会及び監査等委員会に監査の結果を報告する。
- ⑦ 内部監査部門は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を行う。
- ⑧ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- ⑨ 「企業倫理ヘルpline室」を設置し、内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑩ 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンスマニュアル及び行動原則において社内に周知徹底する。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、行動規範、行動原則を制定しています。毎月、コンプライアンス推進委員会を開催し、活動状況を確認しています。また、定例取締役会にて四半期毎に活動報告を行っています。各部門において、定期的なコンプライアンス研修を実施し、監査員監査による内部監査を実施しています。組織を横断する各種委員会を設置しリスクマネジメント委員会を中心に法令及び定款に適合する体制を構築しております。

内部監査部門は、各部門の監査時に業務監査と併せてコンプライアンス会議の実施状況を確認し、取締役会及び監査等委員会に監査の結果を報告しています。

「企業倫理ヘルpline室」を設置し、企業倫理ヘルpline（内部通報）規程を制定しております。対象範囲をグループ会社のパートタイマー、アルバイト等を含む役職員とし、社内イントラにその内容を掲示するとともに各事業所の掲示板においても掲示を行い周知徹底を図っています。また、外部窓口も設置しております。

反社会的勢力に対する基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス・マニュアル及び行動原則において社内に周知し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書により公表しています。

財務報告に係る内部統制については、内部統制評価規程に基づき体制整備と運用状況の確認を実施し、内部統制報告書を提出しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
- ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務部長が所管する。

(当該体制の運用状況)

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程を整備し、適切に保存及び管理しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざし、「リスクマネジメント方針」を制定し、取締役により構成される「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ③ 各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
- ④ クライシスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査等委員会へ報告をする。
- ⑥ 内部監査部門の監査により法令・定款違反その他の事由に基づく損失のリスクのあ

る業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部門長に通報する体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社では「リスクマネジメント方針」を制定し、「リスクマネジメント委員会」を設置しております。「リスクマネジメント委員会」は経営会議メンバーを中心に構成されており、全社的なリスクマネジメントを行っています。各部門において、中期経営計画策定時に3年間で想定されるリスクとその対応策について検討を行い、その実施状況について確認する体制としています。大規模地震を全社共通の主要リスクと考え、大規模地震対策及び事業継続計画を策定するとともに、定期的にリスクサーベイを実施し、リスク分析を行っています。新型コロナウイルス感染症の拡大に対しても、感染拡大を予防するための対応策を実施してまいりました。また、グループ各部門で発生した事故・トラブル等をリスクマネジメント報告書としてとりまとめ、取締役会で報告し、改善策や予防策について継続的に検討を行い、対応策を実施しています。

内部監査部門は全部門の業務監査を行い、リスク管理状況と併せて社長あてに監査報告書を提出し、取締役会、経営会議及び監査等委員会へ定期的に報告を行っています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また、常勤取締役及び執行役員を以って構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
- ④ 取締役会の決定による業務執行については、組織規程（業務分掌）及び職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

経営理念、経営方針に基づいた年度計画及び中期計画を策定し、その内容を開示しています。月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規程に基づいた議題が付議されています。経営会議は原則毎週開催され、経営方針その他重要な議題を審議し、業務を速やかに執行しています。

また、社内組織に関しては、経営環境の変化に対応して機構改革を実施しています。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社（以下「グループ各社」という。）は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ② グループ各社の内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ グループ各社の代表取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、

グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展をめざす。

- ④ グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

(当該体制の運用状況)

「信は万事の本を為す」の理念の下、パーカスを重視した経営により、グループ各社の発展をめざしております。子会社は当社の内部統制システムを参考に内部統制システムを構築しており、グループ総務部長会等により、グループ会社間における情報の伝達が行われる体制を構築しています。また、グループ経営会議は定期的に開催され、グループ連結経営に係る予算の内容や業務状況等についての情報交換を行っています。

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項について、グループ経営会議等において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の取締役は、グループ経営会議等において、子会社の経営上の重要事項等について報告しています。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定し、当社リスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ② 子会社は、当社リスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスクマネジメント委員会へ報告する。

(当該体制の運用状況)

当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定しており、当社のリスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたっています。子会社のリスク管理状況については、当社の子会社兼任役員により確認され、経営会議等で報告されています。また、グループ各部門で発生した事故・トラブル等をリスクマネジメント報告書としてとりまとめ、取締役会で報告し、改善策や予防策について検討を行っています。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記(4)）に準拠した体制を構築させる。

(当該体制の運用状況)

当社グループの経営理念、経営方針に基づき、グループ全体の年度計画及び中期計画を策定しています。子会社においても、月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。子会社の取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規則に基づいた議題が付議されています。

二. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社コンプライアンス・マニュアルを子会社にも適用させるものとする。
- ② 当社の監査等委員会及び内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
- ③ 当社は、子会社が当社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコ

ンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社に、当社の内部監査部門又は当社の監査等委員会へ報告させることとする。

④ 当社の常勤監査等委員は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。

⑤ 当社の「企業倫理ヘルプライン室」は、グループ各社の内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

子会社では、当社のコンプライアンス・マニュアルを参考に運用しています。当社の監査等委員会は、必要に応じて、子会社の監査を実施し、内部監査部門は全ての子会社の業務監査を実施しています。当社の「企業倫理ヘルプライン室」の利用対象をグループ会社まで拡大し、その旨グループ会社の役職員に周知徹底しています。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議の上、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の中から監査等委員会補助者を1名以上配置することとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の当社の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その独立性を確保する。また監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(9) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、下記の事項について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。

i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実

ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項

iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項

- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会の定めるところに従い、その要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

(当該体制の運用状況)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。監査等委員は、取締役会、経営会議、各種委員会に出席し、重要事項についての報告を受け、出席しなかった会議は、隨時議事録を閲覧し、必要に応じて質問を行い、内容を確認しています。

□. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の全ての役員及び従業員（以下「役職員」という。）は、下記の事項について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 子会社の役職員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の役職員は、当社の監査等委員会の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。

(10) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス・マニュアルに明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当社の監査等委員会へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス・マニュアルに明記しています。また、グループ総務部長会等において、趣旨説明を行い、グループ各社の役職員への周知徹底を図っています。

(11) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(当該体制の運用状況)

監査等委員の職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。また、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、一定額の予算を設けています。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役は、当社の監査等委員会と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 当社の監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況の監査を行う。
- ④ 当社の監査等委員会は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

(当該体制の運用状況)

監査等委員会は代表取締役社長と定期的に懇談会を行い、会社運営を中心に意見交換を行っています。また、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、監査状況を聴取し、内部監査部門から隨時、監査報告を受け、意見交換を行っています。監査等委員は、各種会議、委員会への出席及び各部門への往査を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行全般を監査しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来から中長期的な視点に立って事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。また、内部留保資金は設備投資及び財務体質強化のための借入金返済資金に充当することとしております。

[当期及び次期の剰余金の配当について]

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、2024年の創業100周年に向けて、安定配当の基本方針を維持しながら株主の皆様への利益還元を強化するため、段階的に増配していく「累進配当」を行うこととしてまいりました。

このような方針のもと、2024年5月16日取締役会決議により、当事業年度末日（2024年3月31日）を基準日とする年間配当金を前事業年度の1株当たり56円00銭から9円00銭増配し65円00銭とさせていただきました。なお、2023年12月1日に中間配当として1株当たり25円を実施しており、期末配当40円については支払開始日（効力発生日）を2024年6月4日（火曜日）からとさせていただきます。

また、次期の配当金につきましては、上記方針のもと中期経営計画の最終財務目標である配当性向35%以上を踏まえ、中間配当金1株当たり40円00銭、期末配当金1株当たり50円00銭の年間配当金1株当たり90円00銭を予定しております。

本事業報告では、金額については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,472	流動負債	21,355
現金及び預金	6,348	営業未払金	5,063
受取手形、売掛金及び契約資産	9,146	短期借入金	5,800
リース投資資産	3,791	一年以内に返済予定の長期借入金	5,375
棚卸資産	2,331	一年以内に償還予定の社債	1,938
その他	944	未払法人税等	673
貸倒引当金	△90	その他	2,503
固定資産	131,127	固定負債	76,325
有形固定資産	94,337	社債	18,409
建物及び構築物	28,292	長期借入金	39,024
土地	55,513	再評価に係る繰延税金負債	4,823
建設仮勘定	2,664	繰延税金負債	4,650
その他	7,866	退職給付に係る負債	1,706
無形固定資産	11,347	資産除去債務	2,478
のれん	9,123	その他	5,232
顧客関連資産	1,036	負債合計	97,680
その他	1,186		
投資その他の資産	25,442	純 資 産 の 部	
投資有価証券	23,408	株主資本	37,667
繰延税金資産	97	資本金	10,555
その他	1,990	資本剰余金	3,747
貸倒引当金	△53	利益剰余金	25,826
繰延資産	87	自己株式	△2,462
社債発行費	87	その他の包括利益累計額	14,096
		その他有価証券評価差額金	11,192
		繰延ヘッジ損益	42
		土地再評価差額金	2,872
		退職給付に係る調整累計額	△11
		非支配株主持分	4,241
		純資産合計	56,006
資産合計	153,687	負債及び純資産合計	153,687

連 結 損 益 計 算 書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	64,512
II. 営業原価	55,874
営業総利益	8,637
III. 販売費及び一般管理費	5,148
営業利益	3,489
IV. 営業外収益	674
受取利息	0
受取配当金	519
補助金収入	107
その他	46
V. 営業外費用	978
支払利息	552
シンジケートローン手数料	352
社債発行費償却	50
その他	22
経常利益	3,184
VI. 特別利益	1,479
固定資産売却益	1,239
投資有価証券売却益	234
補助金収入	6
VII. 特別損失	224
固定資産除却損	146
減損損失	57
貸倒損失	13
固定資産圧縮損	6
税金等調整前当期純利益	4,439
法人税、住民税及び事業税	1,280
法人税等調整額	56
当期純利益	3,103
非支配株主に帰属する当期純利益	660
親会社株主に帰属する当期純利益	2,442

連結株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己 株 式	株主資本合計
2023年4月1日 残高	10,555	3,747	23,961	△2,235	36,030
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△578		△578
親会社株主に帰属する当期純 利 益			2,442		2,442
自 己 株 式 の 取 得				△226	△226
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			1,864	△226	1,637
2024年3月31日 残高	10,555	3,747	25,826	△2,462	37,667

	その他の包括利益累計額					非支配株主分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包括利益 累計額合計		
2023年4月1日 残高	5,711	9	2,872	△12	8,581	3,266	47,878
連結会計年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当							△578
親会社株主に帰属する当期純 利 益							2,442
自 己 株 式 の 取 得							△226
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の連結会計年度中の変動額(純額)	5,481	32		0	5,515	975	6,490
連結会計年度中の変動額合計	5,481	32		0	5,515	975	8,127
2024年3月31日 残高	11,192	42	2,872	△11	14,096	4,241	56,006

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

(株)ヤマタネロジスティクス、(株)シンヨウ・ロジ、(株)ヤマタネロジワークス、(株)ショクカイ、(株)ヤマタネシステムソリューションズ、山種不動産(株)、(株)ヤマタネエキスパート
(株)ショクカイは2023年10月2日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 非連結子会社

該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当する会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ショクカイの決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法により評価しております。

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当社においては賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（20年間）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

③ ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 収益の計上基準

i. 国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・出入庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

ii. 国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義

務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

iii. 玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、過去の実績に基づく最頻値法を用いて変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

iv. 加工食品卸売販売に係る収益

加工食品卸売販売においては、履行義務は卸売を通じた冷凍食品を中心とした加工食品等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。

v. システム開発、保守等に係る収益

システム開発においては、履行義務はソフトウェア制作の提供であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原価比例法などによる進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

システム保守においては、履行義務は保守サービスの提供であり、人数等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

vi. 棚卸支援機器レンタルに係る収益

棚卸支援機器レンタルにおいては、履行義務は棚卸機器を貸貸し、顧客の実施した棚卸データを提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、台数及び日数に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、定額法によっております。償却期間については、株式会社シンヨウ・ロジは5年、株式会社ショクカイは15年と子会社ごとに決定しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 57百万円 有形及び無形固定資産（のれんを除く） 96,560百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグループピングを行っております。

減損の兆候は、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、時価が著しく下落した場合、事業の廃止、再編など重要な意思決定がされた場合等に、兆候があると判断しております。

減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損

失しております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価を、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額をもとに見積もっております。

(2) 主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しており、2.7%～19.3%としております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌連結会計年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化があった場合は、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 9,123百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

また、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存 償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

当社は、2023年10月2日付で株式会社ショクカイ（以下、「ショクカイ」という。）の株式を取得し、連結子会社とした際にのれんが発生しております。当社は、取得にあたりショクカイの将来の事業計画及び当該事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りが合理的であることを検討し、将来キャッシュ・フローを割引現在価値に割り引く評価技法（以下「DCF法」という。）で算定される株式価値に基づいて取得価額の合理性を評価しております。当該事業計画の策定には将来の売上高成長率の予測、売上総利益率の予測、その基礎となる人員計画及び人件費の増加予測など、利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際のショクカイの業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度において、減損損失を計上する可能性があります。

III. 追加情報

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式を処分することを決議いたしました。

(1) 処分の目的及び理由

2023年10月20日開催の当社取締役会において、当社及び当社子会社の社員が、当社株式を所有することにより、株主や投資家の皆さまと同じ視点で考える経営参画意識を醸成し、持続的な企業価値の向上への取り組みが当社株式の長期的な株価上昇に繋がり、延いては経済的な利益も享受できるようにすることを目的として、当社及び当社子会社の社員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入することを決議したことによるものです。

(2) 処分の概要

①処分期日	2024年7月3日
②処分する株式の種類及び数	当社普通株式 100,000株
③処分価額	1株につき2,479円

④処分総額	247,900,000円
⑤処分方法	譲渡制限付株式を割り当てる方法
⑥処分予定先	当社及び当社子会社の社員 1,000名 100,000株

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	39,889百万円
2. 備品の内訳	
商品及び製品	1,884百万円
仕掛品	52
原材料及び貯蔵品	394
3. 担保に供している資産及び対応する債務	
(1) 担保に供している資産	
リース投資資産	3,261百万円
投資有価証券	14,640
土地	35,218
建物及び構築物	19,704
自己株式	125
(2) 対応する債務	
長期借入金	29,409百万円
上記債務の他に、社債に対する銀行保証1,540百万円があります。	
4. 事業用土地の再評価に関する事項	
土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
(1) 再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法のほか、一部の土地について同施行令第2条第3号に定める算定方法により算定しております。	
(2) 再評価を行った年月日	
当社：2000年3月31日　　山種不動産(株)：2001年3月31日	
5. 圧縮記帳に関する事項	
建物、構築物、機械装置及び器具備品の取得価額から建設補助金等相当額152百万円を圧縮記帳しております。	

V. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
山種不動産株式会社 (東京都中央区)	賃貸用不動産	建物及び構築物	12
株式会社ヤマタネ (東京都江東区)	自社利用システム	長期前払費用	44

当社グループは、資産のグルーピングに際し、主に管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。なお、将来の使用が見込まれない資産については個々の物件単位で、処分予定のグルーピングしております。

賃貸用不動産につきましては、解体撤去工事の決定に伴い、事業の用に供されなくなることが見込まれるため帳簿価額を正味売却価額である備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（12百万円）として特別損失に計上しております。

港運通関部の自社利用システムにつきましては、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、短期的な回復が見込まれないため、帳簿価額を正味売却価額である備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（44百万円）として特別損失に計上しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
発 行 済 株 式	普通株式（千株）	11,344	-	-	11,344
自 己 株 式	普通株式（千株）	1,021	100	-	1,121

(注) 自己株式の増加は、市場買付による増加100千株及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月19日 取締役会	普通株式	320	31	2023年3月31日	2023年6月5日
2023年10月20日 取締役会	普通株式	258	25	2023年9月30日	2023年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月16日 取締役会	普通株式	408	利益剰余金	40	2024年3月31日	2024年6月4日

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全確実を基本方針として、主として短期的な預金または安全性の高い株式等に限定しております。また、資金調達については銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために必要な範囲で金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を定期的に行い、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である営業未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、必要な範囲でデリバティブ取引（金利スワップ取引）によりヘッジしております。

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次ベースでの資金繰り計画を作成するなどの方法により当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) リース投資資産	3,791	3,556	△234
(2) 投資有価証券 その他有価証券	20,112	20,112	—
資産計	23,903	23,668	△234
(3) 長期借入金	44,400	44,012	△387
(4) 社債	20,347	20,351	4
負債計	64,747	64,363	△383
(5) デリバティブ取引	87	87	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「受取手形、売掛金及び契約資産」、「営業未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 755百万円）及び匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額 2,540百万円）は、「(2) その他有価証券」には含めておりません。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、()で示しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,348	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	9,146	—	—	—
リース投資資産	371	1,487	1,858	5,671
合計	15,866	1,487	1,858	5,671

(注) リース投資資産については、リース料債権部分の償還予定額を記載しております。

(注2) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,800	—	—	—	—	—
長期借入金	5,375	8,195	3,790	1,996	2,431	22,609
社債	1,938	10,979	7,107	107	107	107
合計	13,114	19,175	10,898	2,103	2,539	22,716

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	20,112	－	－	20,112
その他有価証券	－	87	－	87
デリバティブ取引	－	87	－	87
資産計	20,112	87	－	20,199

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	－	－	3,556	3,556
資産計	－	－	3,556	3,556
長期借入金	－	44,012	－	44,012
社債	－	20,351	－	20,351
負債計	－	64,363	－	64,363

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

- (1) リース投資資産
元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル3に分類しております。
- (2) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。
- (3) 長期借入金（一年以内に返済予定の長期借入金を含む）
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（＊）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。
（＊）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記（5）参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額
- (4) 社債（一年以内に償還予定の社債を含む）
当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき算定し、市場価格のない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。
- (5) デリバティブ取引
デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（3）参照）。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設及び賃貸倉庫を所有しております。なお、賃貸オフィスビル及び賃貸倉庫の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用 途	連結貸借対照表 計上額	時 価
賃貸等不動産	42,373	68,247
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	22,501	29,474

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	5,063円89銭
2. 1株当たり当期純利益	237円50銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	2,442百万円
普通株主に帰属しない金額	- 百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	2,442百万円
普通株式の期中平均株式数	10,284,889株

X. 企業結合に関する注記

(企業結合等関係)

株式取得による企業結合

当社は、2023年8月29日開催の臨時取締役会において、株式会社ショクカイ（以下、「ショクカイ」という。）の全株式を取得し子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2023年10月2日に全株式を取得いたしました。

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ショクカイ

事業の内容 食品及び同原料、加工食品の輸入及び販売

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、長期ビジョン「ヤマタネ2031ビジョン」において「物流と食の流通を通じ、より豊かな社会づくりにチャレンジしていく」というビジョンを掲げ、社会的価値と経済的価値の両立を図ることを目指しております。この取り組みの中で、食の安定供給ソリューションと循環資源ソリューションの提供を「チャレンジ領域」と定め、簡便化志向に対応した加工食品の提供や食品ロスへの対応等について検討してまいりました。

ショクカイは冷凍食品を中心とした弁当給食向け業務用食品の卸売事業では業界トップシェアを誇り、食品メーカー等との強固な仕入基盤、顧客ニーズに対応した商品開発力に加え、効率的な物流の実現により価格競争力のある商品を北海道から九州・沖縄まで多くの取引先へ安定的に供給しております。また、食材の仕入では食品ロスの削減に積極的に取り組んでおります。さらに、周辺領域における事業強化・拡大を目指し、高価格帯商品の開発やデリカ事業の強化、食材宅配事業向けの冷凍弁当・ミールキット向け食材等の取り扱い拡大に取り組んでおります。

この度、ショクカイへの資本参加を行うことにより、当社グループでは、新たなソリューションの実現が可能となり、食品セグメントで掲げている「産地の続くを支える」においても、ショクカイのもつ全国の販売網は大きく貢献できるものと考えております。また、ショクカイのデリカ事業においては、当社の取引先である量販店等の事業の強化、拡大に資するサービスを提供できるものと期待しております。両社が相互に持つ経営資源を最大限に活かし、それぞれの事業領域の拡大とサプライチェーンの強化に取り組むことで、当社グループの目指すバリューである「社会に安心と安全、効率性を提供する」の実現を図り、地域社会や地球環境を含む全てのステークホルダーに対し長期的な価値を創出してまいります。

③企業結合日

株式取得日2023年10月2日

みなし取得日2023年10月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得することによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間
2023年10月1日から2024年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	7,271百万円
取得原価		7,271百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 95百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

9,209百万円

なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力によるものであります。

③償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,467 百万円
固定資産	189 百万円
資産合計	4,657 百万円
流動負債	3,051 百万円
固定負債	3,543 百万円
負債合計	6,595 百万円

なお、資産及び負債の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額であります。

7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

営業収益	9,036 百万円
営業利益	304 百万円
経常利益	280 百万円
税金等調整前当期純利益	280 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	77 百万円
1株当たり当期純利益	7.50 円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始日の日に完了したと仮定し、被取得企業の2023年4月1日から2023年9月30日における損益計算書を元に算出した営業収益と損益情報に、のれんの償却を見込んだ金額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

XI. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	物流関連	食品関連	情報関連	不動産関連	合計
国内物流	19,855				19,855
国際物流	3,001				3,001
玄米卸売販売		5,130			5,130
精米卸売販売		19,109			19,109
加工食品卸売販売		8,831			8,831
システム開発、保守等			1,565		1,565
棚卸支援機器レンタル			151		151
その他	184	1,054	17	115	1,371
顧客との契約から生じる収益	23,041	34,126	1,735	115	59,018
その他の収益	1,359	17		4,117	5,493
外部顧客への売上高	24,401	34,143	1,735	4,232	64,512

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅰ.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,238	8,800
契約資産	4	10

契約資産は、期末時点に履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した未請求のシステム開発に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,000	流動負債	12,067
現金及び預金	2,396	営業未払金	2,601
受取手形	449	短期借入金	5,800
営業未収金	5,608	一年以内に返済予定の長期 借 入 金	2,008
商品及び製品	184	一年以内に償還予定の社債	290
仕掛品	52	リース債務	93
原材料及び貯蔵品	392	未払金	239
前払費用	250	未払費用	341
短期貸付金	772	未払法人税等	279
その他	1,005	前受金	256
貸倒引当金	△112	その他	156
固定資産	96,139	固定負債	52,714
有形固定資産	56,401	社債	17,872
建物	14,478	長期借入金	25,461
構築物	1,018	リース債務	83
機械装置	1,840	再評価に係る繰延税金負債	1,134
車両運搬具	61	繰延税金負債	2,745
器具備品	4,889	退職給付引当金	919
土地	31,174	受入保証金	1,396
リース資産	285	資産除去債務	2,043
建設仮勘定	2,653	その他	1,058
無形固定資産	1,085	負債合計	64,781
借地権	812	純 資 産 の 部	
その他	273	株主資本	32,453
投資その他の資産	38,652	資本金	10,555
投資有価証券	13,886	資本剰余金	3,775
関係会社株式	13,153	資本準備金	3,775
長期貸付金	9,933	利益剰余金	19,442
その他	1,966	利益準備金	2,041
貸倒引当金	△288	その他利益剰余金	17,400
繰延資産	66	別途積立金	1,000
社債発行費	66	固定資産圧縮積立金	346
		繰越利益剰余金	16,054
		自己株式	△1,320
		評価・換算差額等	9,970
		その他有価証券評価差額金	7,920
		土地再評価差額金	2,049
		純資産合計	42,424
資産合計	107,206	負債及び純資産合計	107,206

損 益 計 算 書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	47,844
物流部門収益	21,762
食品部門収益	25,052
その他事業部門収益	1,029
II. 営業原価	42,718
荷役作業費	10,994
賃借料	2,666
人件費	1,715
租税公課	401
減価償却費	1,180
商品原価	22,359
その他	3,401
営業総利益	5,126
III. 販売費及び一般管理費	4,060
営業利益	1,066
IV. 営業外収益	714
受取利息	82
受取配当金	490
その他	141
V. 営業外費用	731
支払利息	334
その他	397
経常利益	1,049
VI. 特別利益	754
固定資産売却益	519
投資有価証券売却益	235
VII. 特別損失	204
固定資産除却損	145
貸倒損失	13
減損損失	44
税引前当期純利益	1,600
法人税、住民税及び事業税	423
法人税等調整額	27
当期純利益	1,149

株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

資本金	株 主 資 本							自己 株式	株主 資本 合計		
	資本 剰余金	利 益 剰 余 金					利 益 剰余金 合 計				
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	その他の利益剰余金							
2023年4月1日残高	10,555	3,775	2,041	–	1,000	15,828	18,870	△1,093	32,108		
事業年度中の変動額											
剰余金の配当						△578	△578		△578		
当期純利益						1,149	1,149		1,149		
固定資産圧縮積立金の積立				348		△348	–		–		
固定資産圧縮積立金の取崩				△2		2	–		–		
自己株式の取得								△226	△226		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計				346		225	571	△226	344		
2024年3月31日残高	10,555	3,775	2,041	346	1,000	16,054	19,442	△1,320	32,453		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年4月1日残高	4,021	2,049	6,071	38,179
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△578
当期純利益				1,149
固定資産圧縮積立金の積立				–
固定資産圧縮積立金の取崩				–
自己株式の取得				△226
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	3,899		3,899	3,899
事業年度中の変動額合計	3,899		3,899	4,244
2024年3月31日残高	7,920	2,049	9,970	42,424

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産…個別法

商品及び製品…個別法又は移動平均法

仕掛品…個別法

原材料…個別法

貯蔵品…個別法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年

数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

(3) ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・出入庫作業・流通加工及び配達業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

(2) 国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

(3) 玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、過去の実績に基づく最頻値法を用いて変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

II. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

III. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 44百万円 有形及び無形固定資産 57,487百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候は、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、時価が著しく下落した場合、事業の廃止、再編など重要な意思決定がされた場合等に、兆候があると判断しております。

減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損失としております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価を、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額をもとに見積もっております。

② 主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しており、3.3%～19.3%としております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌事業年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化があった場合は、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	815百万円
長期金銭債権	11,047
短期金銭債務	910
長期金銭債務	88
2. 有形固定資産の減価償却累計額	25,765百万円

3. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産	
投資有価証券	10,645百万円
土 地	17,468
建 物	9,154
自 己 株 式	125

その他、他社の所有不動産（土地2,150百万円、建物403百万円）を担保に差入れております。

上記に対応する債務

長 期 借 入 金	15,004百万円
-----------	-----------

4. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法に基づき、標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日…2000年3月31日

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営 業 収 益	312百万円
仕 入 高	9,024
その他の営業取引高	574
営業取引以外の取引高	243

**VI. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式の種類及び株式数に関する事項**

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,021	100	—	1,121

(注1) 自己株式の増加は、市場買付による増加100千株及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払役員退職慰労金	5百万円
退職給付引当金	308
未払賞与	70
減価償却限度超過額	155
未払事業所税	13
未払事業税	29
貸倒引当金繰入限度超過額	122
減損損失累計額	331
資産除去債務	648
棚卸資産評価損	1
その他	95
繰延税金資産小計	1,782
評価性引当額	△506
繰延税金資産合計	1,276
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△419
固定資産圧縮積立金	△106
その他有価証券評価差額	△3,495
繰延税金負債合計	△4,021
繰延税金資産の純額	△2,745

再評価に係る繰延税金資産

土地の再評価に係る繰延税金資産	159
評価性引当額	△159
再評価に係る繰延税金資産計	—
再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金負債	△1,134
再評価に係る繰延税金負債計	△1,134
再評価に係る繰延税金負債純額	△1,134

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円未満切捨)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ヤマタネロジスティクス	所有直接 100%	当社の貨物運送取扱業務委託	運送業務等の委託 (注 1)	5,651	営業未払金	607
				資金の貸付 (注 2)	70	短期貸付金	664
				貸付金の利息 (注 2)	5		
	(株)ショクカイ	所有直接 100%	当社と連携し食品卸売業務の運営	資金の貸付 (注 2)	3,277	流動資産 その他の 長期貸付金	345 2,932
	山種不動産(株)	所有直接 69.5%		貸付金の利息 (注 2)	18		
			当社と連携し不動産の販売・賃貸・管理等の業務を運営	資金の貸付 (注 2)	230	流動資産 その他の 長期貸付金	182
				資付金の利息 (注 2)	56		6,998

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引価格については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

(注 2) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,150円13銭

2. 1株当たり当期純利益 111円81銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 1,149百万円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る当期純利益 1,149百万円

普通株式の期中平均株式数 10,284,889株

X. 企業結合に関する注記

連結注記表「企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任
社員 公認会計士 吉田亮一
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 大沼健二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマタネ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 吉田亮一
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 大沼健二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2023年4月1日から2024年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第125期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社ヤマタネ 監査等委員会

常勤監査等委員 土屋修^印
監査等委員 内藤潤^印
監査等委員 太田律子^印

（注）監査等委員内藤潤及び太田律子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

B. 乙

(次頁以下に添付)

事 業 報 告

(自 2023 年 4 月 1 日至 2024 年 3 月 31 日)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の鎮静化に伴う行動制限の撤廃や入国制限緩和を受け、長く停滞していた社会経済活動が活発化するなか、緩やかな景気の持ち直しの動きがみられました。一方でウクライナ情勢の長期化や資源価格の高騰に伴う物価上昇、急激な円安、欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念等、先行き不透明な状況が続いております。

不動産市場においては、ウィズコロナへの移行により緩やかに景気が持ち直す中で、都市部を中心とした地価の上昇が地方に波及し、特に半導体工場誘致などがなされた地域においては急激な地価上昇も見受けられました。そういう要因から、公示地価（今年 1 月時点）は全国的に用途を問わず 3 年連続で上昇しました。一方で、賃貸オフィスビル市場は、在宅勤務の浸透や新築ビルの供給増から、空室率は大きく上昇するとの予想もありましたが、新規出店や増床の需要も底堅く、空室率の上昇傾向は下半期に入り漸く収まり、6% を切る水準の横ばいで推移致しました。また、賃料につきましては、引き続き下落傾向にありますが、反転の兆しも少しずつ見えてきております。

このような状況の下、当期においては、期中に一部テナント退去はあったものの、誘致活動を積極的に進め高稼働率を維持することができました。また、業績面では、新規購入の「日本橋人形町プレイス」や租税公課の戻り等の特殊要因もあり、前期比増収増益となりました。

また、期中平均のビル稼働率は 99.64%（前期比+0.34 ポイント）となりました。加えて、当期の賃料収入は 3,023 百万円（前期比 18 百万円増）、営業利益は 1,606 百万円（前期比 11 百万円増）、経常利益は 1,433 百万円（前期比 1 百万円減）、当期純利益は 991 百万円（前期比 62 百万円減）となりました。

設備面では、2021 年 8 月に開業した K A B U T O O N E については、地下鉄通路接続工事が 2022 年 12 月に完了し、2023 年 8 月 31 日竣工しております。また、各ビルにおきましては、空調設備やエレベータの更新等、品質向上策を順次実施しており、執務環境の改善と競争力の強化に注力しております。

2. 設備投資の状況

2023 年 8 月に日本橋人形町プレイスを購入（今期合計 2,330 百万円）、2024 年 3 月に高崎イーストタワー足利不動産持分を購入（今期合計 1,405 百万円）いたしました。

3. 資金調達の状況

日本橋人形町プレイス購入費用として、ヤマタネより 2,260 百万円、高崎イーストタワー足利不動産持分購入費用として、三井住友銀行より 1,380 百万円を借入いたしました。

4. 対処すべき課題

不動産賃貸部門におきましては、迅速かつ適確な営業活動を行い、高稼働率の維持、更なる向上を図って参ります。また、小網町、立川につきましては、有効利用実現に向けて具体的に計画を進めてまいります。体制面では、営業推進体制を明確化し営業力の強化と生産性の向上を図って参ります。

所有ビルにつきましては、中長期修繕計画に基づき、物件の付加価値向上や安全性向上の観点から維持管理を行って参ります。更に、DX の推進により、PM 業務の高度化をはかり、倉庫物件を中心としたヤマタネグループ保有不動産の維持管理業務にも注力し、グループ全体の不動産について品質保持に努めて参ります。加えて、グループ全体の資産効率向上に資するべく C R E 戦略を積極的に提案して参ります。

また、保険部門におきましては、顧客への高品質な保険サービスの提供及び顧客サービスの一層の向上を目指して営業活動を進めて参ります。

更に、E S G 推進の観点から気候温暖化対策としての C o 2 の削減等にも積極的に取り組んで参ります。

これらを通じて、安定した収益基盤の維持・向上を目指し、役職員全員一丸となって邁進して参りますので、株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	第77期 2023年3月期	第78期 2024年3月期
営業収益	2, 445	2, 902	3, 302	3, 361
経常利益	690	940	1, 434	1, 433
当期純利益	482	656	1, 053	991
1株当たり当期純利益	60円35銭	82円05銭	131円70銭	123円89銭
純資産	8, 646	9, 586	10, 617	12, 639
総資産	41, 228	43, 464	43, 926	46, 786
1株当たり純資産	1, 080円79銭	1, 198円29銭	1, 327円13銭	1, 579円94銭

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数で算出しております。

6. 主要な事業内容

不動産賃貸業、不動産販売業

7. 主要な事業所

本店 東京都中央区日本橋箱崎町8番1号

8. 従業員の状況

区分		従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
社員	男子	12名	+2名	46歳7カ月	13年8カ月
	女子	6名	—	46歳3カ月	17年3カ月
社員計及び平均		18名	+2名	46歳6カ月	15年2カ月
嘱託		2名	-1名	63歳7カ月	3年5カ月
		20名	+1名	48歳2カ月	13年8カ月

9. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	8, 907, 965千円
(株)ヤマタネ	7, 180, 800千円
(株)三十三銀行	3, 134, 718千円
農林中央金庫	1, 950, 000千円

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社に関する事項

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
(株)ヤマタネ	10, 555百万円	69. 5%	物流業、食品関連事業

(2) 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えております。

II. 株式に関する事項

株式の状況（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32, 000, 000 株
- (2) 発行済株式の総数 8, 000, 000 株

- (3) 株主数 4名
(4) 大株主（発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主）

株 主 名	持 株 数
株ヤマタネ	株
(公財)山種美術財団	5,560,000 1,475,000

III. 新株予約権に関する事項

新株予約権の状況

該当する事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

会社役員の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または主な職業
社長 (代表取締役)	平田 実	
専務取締役	小林 秀行	営業第一部、営業第二部、管理部担当
取締役	河原田岩夫	株式会社ヤマタネ副社長執行役員 経営企画担当
監査役	溝口 健二	株式会社ヤマタネ上席執行役員 経営企画部長

V. 会計監査人に関する事項

名称 EY 新日本有限責任監査法人

VI. 会社の体制及び方針

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、以下のとおり決定しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ①コンプライアンス・マニュアルを作成して、行動規範、行動原則を制定する。
- ②各部門においては、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施して、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ③内部監査の結果は、定期的に取締役会及び監査役に報告する。
- ④内部監査は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認する。
- ⑤企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- ⑥内部通報及び社員相談に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑦反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス・マニュアル等において社内に周知徹底する。
- ⑧財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ①取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、文書保存規程等に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ②文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
- ③文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務部長が所管する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ①事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざす。
- ②リスクマネジメント体制の整備、運用については、親会社の「リスクマネジメント委員会」と連携して行う。
- ③各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
- ④クライスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑤内部監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損害の程度等について直ちに担当部門長に通報する体制を構築する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ①経営理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ②職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として月1回、取締役会を開催する。また、部長以上の者によって構成される部長会において、業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
- ④取締役会の決定による業務執行については、組織及び業務分掌、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ①グループ各社は、共通の経営理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ②グループ各社の内部統制システムについては、親会社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効果的に行われる体制を構築する。
- ③グループ各社は重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題等について報告することとする。また、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置し、検討を行う。
- ④グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。
- ⑤親会社のリスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、当社のリスクマネジメントを実施し、その状況を親会社のリスクマネジメント委員会へ報告する。親会社のリスクマネジメント委員会はグループ各社全体のリスクの評価及び管理の体制を構築し、運用管理を行う。
- ⑥親会社の監査役及び内部監査部門の監査を必要に応じて受け入れる。
- ⑦親会社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、親会社の内部監査部門又は親会社の監査役へ報告するとともに当社の監査役へ報告することとする。
- ⑧監査役は定期的にグループ監査役会に参加し、他社の監査役と意見交換を行う。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号)
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から監査役補助者を1名以上配置することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号・第3号)
①監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。
②監査役は職務を補助すべき使用人に対し、必要に応じ監査業務の補助を命令することができる。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- ①取締役及び使用人は、下記の事項について、遅滞なく監査役に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ②取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ①代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ②監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③監査役は、監査役監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役の業務執行状況の監査を行う。
- ④監査役は、必要に応じて、弁護士・公認会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

VII. 体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是以下のとおりであります。

- ①内部統制システムに関する取り組み
当社は、内部統制システムの整備・運用状況についての評価を行い基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしました。
- ②コンプライアンスに関する取り組み
コンプライアンス・マニュアルに基づき、定期的な研修を実施いたしました。
- ③リスク管理に関する取り組み
親会社の「リスクマネジメント委員会」と連携し、リスクへの適切な対応を行うための現状の評価及びリスクの分析と対策の検討を実施いたしました。
- ④業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み
部長以上の者によって構成される部長会において、業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を実施いたしており、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守しております。
- ⑤内部監査に関する取り組み
親会社の内部監査部門の監査を実施いたしました。

⑥監査役への情報提供への取り組み

当社では、代表取締役と監査役との相互の意思疎通、信頼関係を深める観点から、定期的に会合を持ち、両者の意見交換を実施いたしました。

また、監査役は、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告をうけるほか、適宜、監査状況を聴取しております。

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	5,060,179	1年以内返済予定長期借入金	6,056,546
営業未収金	1,334,645	1年以内償還予定社債	3,445,612
リース投資資産	345,629	1年以内返済予定受入協力金	1,647,360
その他流動資産	3,261,198	未 払 金	6,552
	118,706	未 払 費 用	77,732
		未 払 法 人 税 等	198,605
		前 受 収 益	143,860
		預 り 金	190,215
		そ の 他 流 動 負 債	327,323
固定資産		固定負債	
有形固定資産		固 定 負 債	
建 構 築 物	41,704,275	長 期 借 入 金 債	28,090,142
車両及び運搬工具	34,451,624	社 受 入 協 力 金 債	20,045,653
リース資産	11,907,628	受 入 保 証 金 債	536,800
土 建 設 仮 勘 定	75,629	退 職 紹 付 引 当 金 債	16,140
	733	長 期 未 払 金 債	2,605,636
	301,719	繰 延 税 金 負 債	53,354
	4,334	資 産 除 去 債 務	4,000
	22,150,028	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	896,667
	11,550	そ の 他 固 定 負 債	238,808
			3,689,167
			3,914
無形固定資産		負 債 合 計	
電 話 加 入 権	12,457		34,146,689
温 泉 水 道 引 込 権	1,969		
ソ フ ト ウ エ ア	72		
商 标 権	3,137	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産		株 主 資 本	
		資 本 金	8,978,822
投資その他の資産		資 本 剰 余 金	400,000
投 資 有 価 証 券	7,240,193	資 本 準 備 金	1,198
支 払 保 証 金	6,742,617	利 益 剰 余 金	
長 期 前 払 費 用	47,722	利 益 準 備 金	8,577,623
デ リ バ テ ィ ブ 債 権	361,991	そ の 他 利 益 剰 余 金	100,000
	87,862	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	8,477,623
繰 延 資 産		繰 越 利 益 剰 余 金	33,232
社 債 発 行 費	21,809	評 価・換 算 差 額 等	
	21,809	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,444,391
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,660,753
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,181,625
			1,418,169
			60,958
		純 資 産 合 計	
資 産 合 計	46,786,264		46,786,264

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日 〕

科 目	金 額
	千円
営 業 収 益	3,361,813
不 動 产 賃 貸 料	3,023,530
そ の 他 営 業 収 益	338,282
営 業 原 価	1,542,830
不 動 产 賃 貸 原 価	1,527,985
そ の 他 営 業 原 価	14,844
営 業 総 利 益	1,818,983
販売費及び一般管理費	212,453
営 業 利 益	1,606,529
営 業 外 収 益	118,950
受 取 利 息 及 び 配 当 金	118,830
そ の 他 営 業 外 収 益	119
営 業 外 費 用	292,255
支 払 利 息	268,097
そ の 他 営 業 外 費 用	24,157
経 常 利 益	1,433,224
特 別 利 益	6,458
補 助 金 収 入	6,458
特 別 損 失	19,860
固 定 資 産 除 却 損	831
減 損 損 失	12,570
固 定 資 産 圧 縮 損	6,458
税 引 前 当 期 純 利 益	1,419,822
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	368,907
法 人 税 等 調 整 額	59,795
当 期 純 利 益	991,120

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 2023年4月 1日
至 2024年3月31日 〕

単位:千円

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	固定資産		
				圧縮積立金	繰越利益		
当期首残高	400,000	1,198	100,000	34,799	7,571,703	7,706,503	8,107,701
当期変動額							
剰余金の配当					-120,000	-120,000	-120,000
当期純利益					991,120	991,120	991,120
固定資産圧縮積立金の取崩				-1,567	1,567	-	-
株主資本以外の項目の							
当期変動額(純額)						-	-
当期変動額合計	-	-	-	-1,567	872,687	871,120	871,120
当期末残高	400,000	1,198	100,000	33,232	8,444,391	8,577,623	8,978,822

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,077,584	13,636	1,418,169	2,509,389	10,617,091
当期変動額					
剰余金の配当				-	-120,000
当期純利益				-	991,120
固定資産圧縮積立金の取崩				-	-
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)	1,104,041	47,322		1,151,363	1,151,363
当期変動額合計	1,104,041	47,322	-	1,151,363	2,022,484
当期末残高	2,181,625	60,958	1,418,169	3,660,753	12,639,575

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職の場合の要支給額を退職給付債務の見込額として計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①不動産賃貸業務

不動産賃貸業務においては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき、収益を認識しております。

②不動産賃貸業務に係る付随業務

不動産賃貸に関連する各種付随業務においては、履行義務は各種のサービスの提供であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、月数・使用量に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。なお、顧客が使用した水道光熱費に係る収益については、使用料を純額として収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

③ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている

金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- (7) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

- (8) 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
有形及び無形固定資産 34,464,082 千円
減損損失 12,570 千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
①算出方法

減損の兆候がある資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損失としております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価を、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点の正味売却価額をもとに見積もっております。

②主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しており、2.7%～6.0%としております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌事業年度に減損損失が発生する可能性は低いと考えていますが、資産グループの使用範囲・方法の変化があった場合は、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産

リース投資資産	3,261,198 千円
建物	10,479,309 千円
土地	17,050,123 千円
<u>投資有価証券</u>	3,994,845 千円
合 計	34,785,476 千円

上記に対応する債務

短期借入金	- 千円
1年以内返済予定長期借入金	2,193,612 千円
<u>長期借入金</u>	14,321,653 千円
合 計	16,515,265 千円
上記債務の他に社債に対する銀行保証	1,540,000 千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	- 千円
長期金銭債権	- 千円
短期金銭債務	199,582 千円
長期金銭債務	7,018,556 千円

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 10,180,131 千円

(4) 有形固定資産の圧縮記帳額

建物、構築物、器具備品の一部について建設補助金に相当する金額
54,358 千円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を、純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

①土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）
第2条第1号に定める方法（標準地の公示価格に合理的な調整を行って算定する方法）

②同施行令同条第3号に定める方法

（固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法）

・再評価を行った年月日

2001年3月31日

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	148,483 千円
売上原価	524 千円
販売費及び一般管理費	4,643 千円
営業取引以外の取引高	56,257 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,000 千株

自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

配当金支払額等

決議 2023年6月15日定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当金の総額 120,000 千円

1株当たり配当額 15 円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月16日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月20日開催の定時株主総会において、次の決議を予定しております。

株式の種類 普通株式

配当金の総額 120,000 千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 15 円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月21日

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払従業員賞与	10,164 千円
未払事業税	8,168 千円
未払固定資産税	27,879 千円
退職給付引当金	16,337 千円
長期未払金	1,224 千円
会員権評価損	2,449 千円
固定資産減損損失	4,604 千円
資産除去債務	73,123 千円

投資有価証券評価損	12,883 千円
その他	14,135 千円
繰延税金資産小計	170,970 千円
評価性引当額	-17,312 千円
繰延税金資産合計	153,658 千円

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	-14,666 千円
資産除去債務に対応する除去費用	-45,921 千円
その他有価証券評価差額金	-962,833 千円
繰延ヘッジ損益	-26,903 千円
繰延税金負債合計	-1,050,325 千円
繰延税金資産の純額	-896,667 千円

再評価に係る繰延税金資産	
土地の再評価に係る繰延税金資産	2,125,301 千円
評価性引当額	-2,125,301 千円
再評価に係る繰延税金資産合計	一千円

再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金負債	-3,689,167 千円
再評価に係る繰延税金負債合計	-3,689,167 千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	-3,689,167 千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（非上場株式、貸借対照表計上額0千円）及び匿名組合出資金（貸借対照表計上額2,540,120千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

単位：千円

	貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(ア) リース投資資産	3,261,198	3,061,329	-199,869
(イ) 投資有価証券			
その他有価証券	4,202,497	4,202,497	—
(ウ) 短期借入金	—	—	—
(エ) 長期借入金	(23,491,265)	(23,165,187)	(-326,078)
(オ) 社債	(2,184,160)	(2,187,513)	(3,353)
(カ) 受入保証金	(2,605,636)	(2,387,392)	(-218,243)
(キ) デリバティブ取引	87,862	87,862	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形

成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット
以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算
定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが
それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分
類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

単位：千円

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	4,202,497	—	—	4,202,497
デリバティブ取引	—	87,862	—	87,862

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

単位：千円

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	—	3,061,329	3,061,329
長期借入金	—	(23,165,187)	—	(23,165,187)
社債	—	(2,187,513)	—	(2,187,513)
受入保証金	—	—	(2,387,392)	(2,387,392)

(注) 時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

(ア) リース投資資産

リース投資資産の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル3に分類しております。

(イ) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。

(ウ) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によ
っており、レベル2に分類しております。

(エ) 長期借入金（一年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(*)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについては、レベル2に分類しております。

(*)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記(キ)参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(オ) 社債（一年以内に償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債はすべて市場価格のないものであります。社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は発行後に大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについては、レベル2に分類しております。

(カ) 受入保証金

受入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを償還までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(イ) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

9. 貸貸等不動産に関する注記

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルを有しております。

なお、これらの一部については、当社が使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

これら「賃貸等不動産」及び「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」の貸借対照表計上額、及び時価は、次のとおりであります。

単位：千円

用 途	貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	32,831,654	55,900,531
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,163,208	1,640,000

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有者）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高
親会社	株式会社ヤマタネ	（被所有）直接 69.5%	子会社	資金の借入	4,260	長期借入金	4,214,800
親会社	株式会社ヤマタネ	（被所有）直接 69.5%	子会社	資金の返済	4,029	長期借入金	2,966,000
親会社	株式会社ヤマタネ	（被所有）直接 69.5%	子会社	利息の支払	56	未払費用	14,234

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入金利は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済も一般的な方法を採用しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,579 円 94 錢
- (2) 1株当たり当期純利益 123 円 89 錢

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

山種不動産株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 吉田亮一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山種不動産株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

山種不動産株式会社

監査役 溝口 健二